

埼玉県生活科学センターくらっしーシアター映像コンテンツ制作業務委託の 企画提案を募集します

全国唯一の消費生活に関する参加体験型教育施設である埼玉県生活科学センター（愛称：彩の国くらしプラザ）では、マスコットキャラクター「くらっしー」と一緒に「くらっしーシアター」で、くらしの身近な問題について考える映像を上映しています。今回、シアターで上映する新たな映像コンテンツの制作を行うため、企画提案を募集します。

1 委託業務の内容

くらっしーシアターで上映する新たな映像コンテンツの制作

※詳細は「埼玉県生活科学センターくらっしーシアター映像コンテンツ制作業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領」「埼玉県生活科学センターくらっしーシアター映像コンテンツ制作業務委託仕様書」、「契約書案」を御参照ください。

2 契約期間（履行期間）

契約締結の日から令和7年3月25日（火）まで

3 募集の概要（参加資格）

次の全ての要件を満たした法人とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第91条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てがなされていない者であること。
- (5) 募集の日から委託決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付入審第513号）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (6) 募集の日から委託決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付入審第97号）に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。
- (7) 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等の納付すべき税金を滞納しているものでないこと。
- (8) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和4年埼玉県告示747号）に基づく令和5年度・6年度の物品等競争入札参加資格者名簿に登録業種区分が「催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他役務」のA、B又はC等級として格付けされた者であること。
- (9) 仕様書の内容を熟知し十分に理解した上で、本プロポーザルに参加できること。また、過去5年以内に自治体・企業等から映像制作を受注した実績を有する者であること。

4 主なスケジュール

月 日	内 容
令和6年6月19日(水)	募集の公告(埼玉県のホームページに公表)
7月4日(木)	現地説明会
7月8日(月)	質問票提出期限 ※下記参照
7月10日(水)	質問事項の回答
7月25日(木)	企画提案書提出期限
7月30日(火)	プレゼンテーション審査 集合時間等通知
8月2日(金)	プレゼンテーション審査 *評価方法及び評価基準参照
8月中旬	選定結果通知(受託候補者決定)
8月下旬	業務委託契約締結

5 公募関連資料

- ・埼玉県生活科学センターくらっしーシアター映像コンテンツ制作業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領
- ・埼玉県生活科学センターくらっしーシアター映像コンテンツ制作業務委託 仕様書
- ・埼玉県生活科学センターくらっしーシアター映像コンテンツ制作業務委託 仕様書別添
- ・埼玉県生活科学センターくらっしーシアター映像コンテンツ制作業務委託に係る公募型プロポーザル評価方法及び評価基準
- ・埼玉県生活科学センターくらっしーシアター映像コンテンツ制作業務委託の企画提案を募集します
- ・契約書案

6 提案書等の提出

企画提案への参加を希望する場合は、次により提案書等を作成の上、令和6年7月25日(木)午後5時までに電子メールで提出してください。メール送付後に、到着確認の電話をお願いします。なお、電子データのファイルサイズの都合等により、メール送付が難しい場合は、データを持参又は郵送も可とします。(持参の場合は、あらかじめ電話連絡の上、平日の午前9時～午後5時までに来所をお願いします。郵送の場合は書留郵便とし、提出期限内に必着とします。)

【提出資料】

- ・企画提案書(表紙)
- ・法人概要調書(様式1)
- ・業務実績調書(様式2)
- ・事業予算書(様式3)
- ・構成、シノプシス(あらすじ)案記入表(様式4)
- ・映像作成に係る工夫点記入表(3テーマ共通)(様式5)
- ・類似業務成果物(任意)

- 映像（教育、啓発等）の制作に関する、類似業務の成果物（製作から5年以内とする）
・その他参考となる資料（任意）

※ なお本件について質問がある場合には、令和6年7月8日（月）15時までに別添「埼玉県生活科学センターくらしーシアター映像コンテンツ制作に関する質問書」（様式6）に記入の上、下記アドレスに送付してください。

7 書類の提出先及び問い合わせ先

〒333-0844 埼玉県川口市上青木3-12-18 SKIPシティA1街区2階
埼玉県消費生活支援センター 情報・学習支援担当

電 話 048-261-0995 FAX 048-261-0962

メール m4308776@pref.saitama.lg.jp